

minnect シリーズ（申請管理/cBase）用 Platform Administration Service（PAS）約款

本約款は、利用者（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、本件サービスの提供に関して適用されます。

第1条（定義）

1. 「本件サービス」とは、本契約に定める対象ソフトウェア（オプションサービスを含み、以下「本件ソフトウェア」という。）について、乙が指定するウェブサイト経由によりオンライン形態で提供されるサービスを意味します。
2. 「本件サービス用設備」とは、本件サービスを提供するにあたり、乙が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを意味し、乙が本件サービスのために利用する、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）を提供元とする自治体基盤クラウドシステム基盤（以下「BCL 基盤」という。）及び日本マイクロソフト株式会社（以下「MS 社」という。）を提供元とする Microsoft Azure（以下「Azure」といい、BCL 基盤と合わせて「BCL 基盤等」と総称します。）を含みます。
3. 「甲の機器環境」とは、甲の費用と責任において、本件サービスを利用するためのクライアント機器、インターネットブラウザ等のソフトウェア及びネットワーク回線（総合行政ネットワーク接続用回線を含み、以下同じ。）等を意味します。
4. 「本ユーザ」とは、甲が本件サービスを利用することを承認したユーザを意味します。
5. 「甲のデータ」とは、甲及び本ユーザが本件サービスを利用することにより、本件サービス用設備に保存されるすべての電子的なデータ及び情報を意味します。
6. 「サービス仕様書」とは、本件サービス内容及びサービスレベルを定めた書面を意味し、本約款の一部を構成するものとします。

第2条（本件サービス）

1. 乙は、本件サービスのサービス期間中、本契約に従って本件サービスを甲に提供するものとします。乙の本件サービスの提供に関し、本契約、本約款、サービス仕様書の間に異なる定めがある場合の適用の優先順位は、サービス仕様書、本約款、本契約の順序とします。
2. 甲は、本ユーザに本件サービスを利用させることができるものとします。甲は、本ユーザに本件サービスを利用させるにあたり、本ユーザに対し、本契約に基づき自らが負う義務を遵守させるものとします。なお、本件サービスの利用における本ユーザの行為は、全て甲による行為とみなされるものとします。
3. 甲は、以下の責任を負うものとします。
 - (1) 本ユーザによる本契約の遵守について責任を負うこと
 - (2) 本件サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに乙に通知すること
 - (3) 甲の機器環境を調達し、維持・管理すること
4. 甲は、以下のことを行ってはなりません。
 - (1) 本件サービスを本ユーザ以外の者に利用させること
 - (2) 本件サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法又は不法な内容を保存又は送信するために利用すること
 - (3) 本件サービスを、悪質なコード（ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬等、プログラムの実行やデータの保存に悪影響を及ぼすコードをいう。）を保存又は送信するために利用すること
 - (4) 本件サービスの性能を妨害又は混乱させること
 - (5) 本件サービス又はそれに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセスを試みること
5. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がな

されるおそれがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとします。

6. 乙は、本件サービスの利用に関して、甲の行為が第4項各号のいずれかに該当するものであること、又は甲の提供した情報（甲のデータを含む。）が第4項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本件サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第4項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとし、また甲の当該行為により、乙が第三者より何らかの請求を受けた場合、乙が、以下の全ての事項を行うことを条件として、甲は乙を防御し、当該請求に関連して最終的に乙に裁定された損害賠償、及び乙が負担した合理的な弁護士費用を、乙に補償するものとします。但し、乙は、甲の行為又は甲が提供又は伝送する（甲の利用とみなされる場合を含む。）情報（甲のデータを含む。）を監視する義務を負わないものとします。
 - (1) 甲に対して、速やかに請求についての書面の通知を行うこと
 - (2) 甲に対し請求の防御と和解についての完全な管理権限を与えること
 - (3) 甲の費用負担において、全ての合理的な援助を甲に与えること
7. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本件サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
 - (1) BCL 基盤等の中断、通信設備の保守又は工事、電力会社の電力供給の中断又は通信網の障害等やむを得ない事由により本件サービスが停止した場合
 - (2) 乙が本件サービス用設備の保守のため本件サービスを停止させる場合
 - (3) 甲が本契約に定める債務を履行しない場合
 - (4) 天災地変その他の不可抗力事由により本件サービスの提供が不可能となった場合
8. 乙は、前項各号により本件サービスの提供を中断又は停止させる場合には、あらかじめその旨を甲に通知するものとします。但し、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではないものとし、事後遅滞なくその旨を甲に通知するものとします。
9. 乙は、第6項又は第7項に基づき本件サービスの提供を中断したことにより甲及びその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第3条（財産権）

1. 本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、乙は本件サービスに関する全ての権利（全ての関連する知的財産権を含む。）を留保します。乙は、本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、甲にいかなる権利も許諾するものではありません。
2. 甲は、以下のことを行わないものとします。
 - (1) 本契約で認められた場合を除き、第三者に本件サービスへのアクセスを許すこと
 - (2) 本件サービスの派生物を作成すること
 - (3) 本件サービスの一部又はそのコンテンツを複製すること
 - (4) 本件サービスのリバースエンジニアリングをすること
3. 甲と乙の間では、甲のみが、全ての甲のデータについてのあらゆる権利を所有しています。

第4条（秘密保持）

1. 「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」という。）が他方当事者（以下「受領者」という。）に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。甲の秘密情報には甲のデータが含まれるものとし、乙の秘密情報には、本件サービスが含まれるものとします。また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、及び当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれるものとします。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとします。
 - (1) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
 - (2) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
 - (3) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領した情報
 - (4) 受領者が独自に開発した情報
2. 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注

意義をもつて管理し、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとします。また、受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の役員及び従業員並びに本ユーザに限定するものとし、それらの者に、本条に基づき自らが負う義務と同等の義務を課し、その履行に責任を負うものとします。

3. 受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとします。
4. 本条の規定は、本契約の終了後も5年間有効に存続します。
5. 本条の定めにかかわらず、MS社による甲のデータの取扱条件については、MS社のウェブサイト (<https://www.microsoft.com/licensing/docs/customeragreement>、又はその後継のURL) に掲載の「マイクロソフト顧客契約」等（以下「MS契約」という。）に定めるとおりとします。

第5条（保証）

1. 乙は、本件サービスが実質的にサービス仕様書に従って稼動することを保証します。但し、サービス仕様書に定めるサービスレベルについては、本件サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、当該サービスレベルを常に満たすことを保証するものではありません。
2. 各当事者は、自己が本契約を締結する法的権限を有していることを表明し、保証します。
3. 本契約に明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定目的への適合性、甲のデータが安全であり、消失、破損等しないこと、並びに甲のデータの正確性、品質、完全性、合法性等を含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により許される最大限において否認します。

第6条（補償）

1. 乙は、本契約に基づき認められた本件サービスの利用が、第三者の日本国における知的財産権を侵害又は不正に利用しているという理由に基づき、甲が第三者より請求、要求、訴訟又は法的手続（以下「請求等」という。）を受けた場合、甲が、以下の全ての事項を行うことを条件として、乙は甲を防御するものとし、当該請求等に関連して最終的に甲に裁定された損害賠償、及び甲が負担した合理的な弁護士費用を、甲に補償するものとします。但し、甲のデータに起因する場合等、乙の責めに帰さざる事由による場合は、この限りではありません。
 - (1) 乙に対して、速やかに請求等についての書面の通知を行うこと
 - (2) 乙に対し請求等の防御と和解についての完全な管理権限を与えること
 - (3) 乙の費用負担において、全ての合理的な援助を乙に与えること
2. 本条は、知的財産権侵害に関する乙の責任の全てを規定したものです。

第7条（責任の限定）

1. 本契約における乙の甲に対する損害賠償責任の総額は、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負うべき事態の発生した直前12か月間に、該当する本件サービスについて本契約に基づき乙が受領した料金総額を限度とし、かつ乙の責めに帰すべき事由により直接の結果として甲が現実に被った通常の損害（逸失利益、及び第6条の場合を除く第三者からの甲に対する請求に基づく損害は含まれない。）の賠償に限られます。また、サービス仕様書に定める保証違反に起因する場合を除き、乙は本件サービスの不正アクセス又は不正利用により甲に生じた損害等について一切責任を負わないものとします。
2. 甲による損害賠償請求は、当該損害賠償事由の発生日から2年以内に行わなければ請求権を行使することができないものとします。
3. 前二項の責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合及び乙の責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には適用されません。

第8条（BCL基盤等に関する保証・責任）

前二条の定めにかかわらず、BCL基盤等に関する乙の保証・責任は、MS契約及び乙とJ-LIS間のBCL基盤に関する利用契約に基づき、乙がMS社及びJ-LISから取り付けられる保証・責任の範囲内に限られるものとします。

第9条 (免責)

1. 本契約に関して乙が負う責任は、理由の如何を問わず、第7条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力
 - (2) 甲の機器環境が乙所定のシステム要件を満たさないことに起因する障害
 - (3) 甲の機器環境にインストール又は実行されている、乙所定の動作環境に含まれないソフトウェアに起因する障害
 - (4) 甲のデータの消失、破損等による損害
 - (5) 甲の機器環境の障害又は本件サービス用設備までのインターネット回線接続の不具合等甲の接続環境の障害
 - (6) 本件サービスからの応答時間等インターネット等の通信回線の性能値に起因する損害
 - (7) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本件サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (8) 甲が本契約を遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え、搜索、検証)、犯罪捜査のために通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
 - (11) ID及びパスワードの偽装、盗用、不正使用、無権限使用等により発生した損害
2. 乙は、甲が本件サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について、第6条第1項に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第10条 (サービス期間及び解約)

1. 本件サービスのサービス期間は、本契約により解約されない限り、本契約に定めるとおりとします。
2. 一方当事者は、以下の場合には、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生開始があったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき
 - (5) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
3. 乙は、乙とMS社又はJ-LISとの契約が終了し、乙が本件サービスのために利用するAzure又はBCL基盤が終了する場合、甲に通知することにより、本契約を直ちに解約し、本件サービスを終了することができるものとします。
4. 前項に基づき乙が本契約を解約した場合、乙は甲に対し、解約日以降の残存期間分に相当する前払のサービス料を返金するものとします。
5. 前項以外の事由に基づく解約の場合、甲は、既支払分のサービス料の返還を請求し得ないものとし、未支払分のサービス料がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。いかなる解約も、甲が解約日以前に乙に支払うべき料金について、甲の支払義務を免除するものではありません。
6. サービス期間中に甲が乙に要求した場合、乙は、本件サービスの終了後、別途有償にて、甲のデータを記録媒体に記録し、甲に提供するものとします。サービス期間中に当該要求がなされなかった場合、乙は、サービス期間の終了後速やかに甲のデータを破棄するものとします。
7. 第4条乃至第8条、本条及び第12条は、本契約の解約又はサービス期間満了後も存続するものとします。

第11条 (本約款の変更)

1. 乙は、本約款について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件サービス利用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更

後の本約款並びに効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本約款を変更することができるものとします。

2. 本約款の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款の適用について、甲の同意を得るものとします。

第12条（一般条項）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、感染症、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、サイバー攻撃、その他自らの責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。但し、不可抗力により影響を受けた当事者は、当該不可抗力の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧に向けて誠意をもって努力するものとします。
2. 甲及び乙は、本契約締結日時点において、互いに相手方に対し、自己若しくは自己の役員、又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）ではないこと及び暴力団等の維持又は運営に協力又は関与していないこと、並びに自己の経営に暴力団等が関与していないことを表明し、保証します。
3. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合、相手方に対する何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、名誉・信用の毀損、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辭、業務妨害行為、不当要求行為などの行為をした場合
 - (2) 役員又は経営に実質的に関与している使用人が、暴力団等であることが判明した場合又は暴力団等の維持又は運営に協力若しくは関与していることが判明した場合、あるいは自己の経営に暴力団等が関与していることが判明した場合
4. 前項に基づき解約をした当事者は、当該解約により相手方に損害が生じても、これによる損害賠償責任を一切負わないものとします。
5. 本約款は、本件サービスに関する甲乙間の唯一の合意を構成します。本契約の締結の前後を問わず、甲乙間で本約款と異なる合意なされた場合においても、当該合意が本約款を明確に特定した書面にて証されない限り、当該合意は何ら効力をもたないものとします。
6. 本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決を図るものとします。

以上